

## 多古町企業誘致条例施行規則

平成28年12月20日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、多古町企業誘致条例(平成28年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める産業のうち次に定めるものとする。

- (1) 大分類A―農業のうち中分類01農業のうち植物工場に限るもの。ただし、ただし、植物工場とは、施設内で植物の生育環境を制御して、野菜等の植物の計画的な生産を行うことができる栽培施設をいう。
- (2) 大分類E―製造業
- (3) 大分類G―情報通信業
- (4) 大分類H―運輸業、郵便業
- (5) 大分類I―卸売業、小売業
- (6) 大分類L―学術研究、専門・技術サービス業
- (7) 大分類M―宿泊業、飲食サービス業内、中分類75宿泊業内、小分類751旅館、ホテル
- (8) 大分類N―生活関連サービス業、娯楽業内、中分類80娯楽業内、小分類805公園、遊園地
- (9) 大分類R―サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類89自動車整備業、中分類90機械等修理業及び中分類92その他の事業サービス業に掲げるコールセンター業

(指定申請)

第3条 条例第5条第1項の規定による申請は、指定企業指定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書又は営業開始届出済証明書
- (2) 定款又はこれに準ずるもの
- (3) 土地等売買契約書の写し
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し及び同法第7条第5項の検査済証の写し
- (5) 事業所の位置図及び配置図
- (6) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項の労働者名簿
- (7) その他町長が必要と認める書類  
(指定通知)

第4条 町長は、条例第5条第3項の規定により指定企業の指定を行ったときは、指定企業指定通知書(別記第2号様式)により申請をした企業等に通知するものとする。

(交付申請)

第5条 条例第6条第1項の規定による申請は、次に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める申請書により行うものとする。

- (1) 企業奨励金 企業奨励金交付申請書(別記第3号様式)
- (2) 雇用促進奨励金 雇用促進奨励金交付申請書(別記第4号様式)
- (3) 従業員転入奨励金 従業員転入奨励金交付申請書(別記第5号様式)

2 前項の申請書による申請期間及び当該申請書に添付する書類は、別表第1のとおりとする。

(交付決定通知)

第6条 町長は、条例第6条第2項の規定により奨励金の交付を行うときは、奨励金交付決定通知書(別記第6号様式)により指定企業に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 指定企業は、前条に規定する通知書の通知を受けたときは、速やかに奨励金交付請求書(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(内容変更等の届出)

第8条 条例第7条第1号の規定による届出は、指定企業指定申請内容変更届出書(別記

第8号様式)に当該変更の事実を証明する書類を添付して行うものとする。

- 2 条例第7条第2号の規定による届出は、指定企業事業休止(廃止)届出書(別記第9号様式)により行うものとする。

(指定の取消し)

第9条 町長は、条例第9条の規定により指定企業の指定を取り消すときは、指定企業指定取消通知書(別記第10号様式)により当該指定企業に通知するものとする。

(奨励金の返還等)

第10条 町長は、条例第10条の規定により奨励金の交付決定を取り消し及び奨励金の返還を命ずるときは、奨励金交付決定取消通知書(別記第11号様式)又は、奨励金返還命令書(別記第12号様式)により当該企業等に通知するものとする。

- 2 条例第10条の規定により返還を求める額は、別表第2に定める算定方法によるものとする。ただし、算定金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(地位の承継)

第11条 条例第11条の規定により指定企業の事業を承継した企業等は、指定企業指定承継申請書(別記第13号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 承継の事実を証明する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、指定企業指定承継承認通知書(別記第14号様式)により申請をした企業等に通知するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(有効期限等)

- 2 この規則は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この規則の失効前に第5条に規定する申請をした企業等については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

奨励金の種類	交付申請期間	添付書類
企業奨励金	交付の対象となる年度に課された固定資産税の最終納期限日から3か月以内の期間	(1) 当該年度における固定資産税の納税証明書 (2) その他町長が必要と認める書類
雇用促進奨励金	事業開始の日から起算して1か年を経過した日から3か月以内の期間	(1) 申請に係る従業員の住民票の写し (2) 雇用の事実を証明する書類 (3) 雇用保険被保険者証の写し (4) その他町長が必要と認める書類
従業員転入奨励金	事業開始の日から起算して1年6か月を経過した日から3か月以内の期間	(1) 申請に係る従業員の住民票の写し (2) 雇用の事実を証明する書類 (3) 雇用保険被保険者証の写し (4) その他町長が必要と認める書類

別表第2(第10条関係)

事業期間	企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金返還額の算定方法
事業開始日から5年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額
5年目経過日の翌日から6年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に8/10を乗じた額
6年目経過日の翌日から7年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に6/10を乗じた額
7年目経過日の翌日から8年	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員

目経過日まで	転入奨励金の合計額に4/10を乗じた額
8年目経過日の翌日から9年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に2/10を乗じた額
9年目経過日の翌日から10年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に1/10を乗じた額

別記

第1号様式

指定企業指定申請書

年 月 日

多古町長

様

申請者 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

指定企業の指定を受けたいので、多古町企業誘致条例施行規則第3条の規定により次のとおり申請します。

事業所の新設・増設・移設の計画概要

名 称			
所 在 地			
事 業 種 目 等			
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	延 床 面 積	m <sup>2</sup>
投 下 固 定 資 産 額	円		
常時雇用する従業員の数	人		
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日		

※ 優遇措置の指定及び各種奨励金の交付を受けるに当たり、町税、負担金、使用料等の納付状況について調査することを承諾します。

添付書類

- 1 法人の登記事項証明書又は営業開始届出済証明書
- 2 定款又はこれに準ずるもの
- 3 土地等売買契約書の写し
- 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し及び同法第7条第5項の検査済証の写し
- 5 事業所の位置図及び配置図
- 6 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項の労働者名簿
- 7 その他町長が必要と認める書類

第 2 号様式

指定企業指定通知書

第 号  
年 月 日

様

多古町長

年 月 日付けで申請のありました指定企業の指定について、次のとおり指定しましたので、多古町企業誘致条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
事 業 開 始 年 月 日		年 月 日

第 3 号様式

企業奨励金交付申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名  
電話番号

企業奨励金の交付を受けたいので、多古町企業誘致条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日	
交 付 申 請 額		円

添付書類

- 1 当該年度における固定資産税の納税証明書
- 2 その他町長が必要と認める書類

第 4 号様式

雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名  
電話番号

雇用促進奨励金の交付を受けたいので、多古町企業誘致条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり申請します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
事 業 開 始 年 月 日		年 月 日
※ 新 規 雇 用 者 数		人
交 付 申 請 額 限度額 3,000,000 円		円

※印の欄は、事業所の事業開始の前日 6 か月から事業開始の日後 6 か月までの間に正規に雇用され、事業開始の日から 1 年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、継続して雇用されている者の数を記載してください。

添付書類

- 1 申請に係る従業員の住民票の写し
- 2 雇用の事実を証明する書類
- 3 雇用保険被保険者証の写し
- 4 その他町長が必要と認める書類

第 5 号様式

従業員転入奨励金交付申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名  
電話番号

従業員転入奨励金の交付を受けたいので、多古町企業誘致条例施行規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり申請します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
事 業 開 始 年 月 日		年 月 日
※ 転 入 し た 従 業 員 数		人
交 付 申 請 額 限度額 3,000,000 円		円

※印の欄は、既正規雇用の従業員のうち町内事業所の新設等に伴い当該事業所における事業開始の日後 6 か月までに町内へ転入した者で、1 年間継続して町内に住所を有し、かつ、継続して正規雇用されている者の数を記載してください。

添付書類

- 1 申請に係る従業員の住民票の写し
- 2 雇用の事実を証明する書類
- 3 雇用保険被保険者証の写し
- 4 その他町長が必要と認める書類

第 6 号様式

奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

多古町長

年 月 日付けで申請のありました 奨励金の  
交付について、次のとおり決定しましたので、多古町企業誘致条例施行規則第 6  
条の規定により通知します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
交 付 決 定 額		円

第7号様式

奨励金交付請求書

年 月 日

多古町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 奨励金について、多古町企業誘致条例施行規則第7条の規定により、次のとおり奨励金の交付を請求します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
交 付 請 求 額	<input type="checkbox"/> 企業奨励金	円
	<input type="checkbox"/> 雇用促進奨励金	円
	<input type="checkbox"/> 従業員転入奨励金	円

振込口座

金融機関名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ 口 座 名 義	

第 8 号様式

指定企業指定申請内容変更届出書

年 月 日

多古町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名  
電話番号

指定企業の指定申請の内容に変更が生じたので、多古町企業誘致条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

添付書類 変更の事実を証明する書類

第9号様式

指定企業事業休止（廃止）届出書

年 月 日

多古町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名  
電話番号

事業所における事業を休止（廃止）したので、多古町企業誘致条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
休 止 （ 廃 止 ） 年 月 日		年 月 日
休 止 （ 廃 止 ） 理 由		

第 10 号様式

指定企業指定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

多古町長

多古町企業誘致条例施行規則第 9 条の規定により、次のとおり指定企業の指定を取り消します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日	
指 定 取 消 理 由		

備考

この決定に不服のある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に書面で多古町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決書の伝達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に、多古町を被告として（町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、処分又は裁決の日から 1 年を経過したときは、提起することができない。

第 11 号様式

(表)

奨励金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

多古町長

多古町企業誘致条例施行規則第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり奨励金の交付決定を取り消します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
交 付 決 定 番 号	第 号	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	
交 付 取 消 額	円	
交 付 取 消 額 内 訳	<input type="checkbox"/> 企業奨励金	円
	<input type="checkbox"/> 雇用促進奨励金	円
	<input type="checkbox"/> 従業員転入奨励金	円
交 付 取 消 理 由		

(裏)

備考

この決定に不服のある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に書面で多古町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決書の伝達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、多古町を被告として（町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。

第 12 号様式

(表)  
奨励金返還命令書

第 号  
年 月 日

様

多古町長

多古町企業誘致条例施行規則第 10 条各項の規定により、次のとおり奨励金の返還を命じます。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
奨 励 金 交 付 額		円
返 還 金 額		円
返 還 金 額 内 訳	<input type="checkbox"/> 企業奨励金	円
	<input type="checkbox"/> 雇用促進奨励金	円
	<input type="checkbox"/> 従業員転入奨励金	円
返 還 期 限	年 月 日	
返 還 理 由		

(裏)

備考

この決定に不服のある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に書面で多古町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決書の伝達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、多古町を被告として（町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。

第 13 号様式

指定企業指定承継申請書

年 月 日

多古町長

様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名  
電話番号

指定企業の指定を承継したいので、多古町企業誘致条例施行規則第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
承 継 企 業	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
承 継 年 月 日	年 月 日	
承 継 理 由		

添付書類

- 1 承継の事実を証明する書類
- 2 その他町長が必要と認める書類

第 14 号様式

指定企業指定承継承認通知書

第 号  
年 月 日

様

多古町長

年 月 日付けで申請のありました指定企業の指定の承継について、次のとおり承認しましたので、多古町企業誘致条例施行規則第 11 条第 2 項の規定により通知します。

指 定 企 業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
事 業 所	代 表 者 氏 名	
	名 称	
	所 在 地	
承 認 決 定 日		年 月 日

別記第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

第8号様式

第9号様式

第10号様式

第11号様式

第12号様式

第13号様式

第14号様式